

高齢者等の雪下ろし・除排雪を支援します

次の3つの条件全てに当てはまる方

- ① 自力での除雪が困難で、家族や親族等の支援を受けられない
- ② 65歳以上の高齢者だけで暮らしている
(1級または2級の身体障がい者も含みます)
- ③ 市税等を滞納していない

次の作業を業者に頼んだ場合

今住んでいる持ち家の

◎ 屋根の雪下ろし

◎ 敷地内の除排雪

※ 小屋や車庫は対象外

高齢者等住宅除排雪支援事業補助金の対象となります！

(詳細は裏面をご覧ください)

対象期間

令和6年12月1日(日)から令和7年3月20日(木)までに行った作業が対象となり、申請期限は令和7年3月21日(金)です。

補助金額

1回の除排雪作業にかかった費用の2分の1とし、
非課税世帯は1回あたりの上限額を2万円、
課税世帯は1回あたりの上限額を1万円とします。

補助回数

1世帯2回まで

特に注意していただきたいこと

- ・作業前と作業後の写真が必要です。
提出できない場合は申請を受付することができません。
- ・写真はご自身で撮影してください。撮影できない場合は必ず**作業前**
に業者へご相談ください。
- ・この補助金は屋根の雪下ろし作業のほか、屋根から落ちた雪などの
たまった雪の除排雪作業を対象としています。日々の除雪は対象外
となります。
- ・申請の際は印鑑と写真(作業前と作業後)と領収証の写し、振込み
先口座がわかるもの(通帳・キャッシュカード)をお持ちください。

申請先：各支所またはあんしん長寿課（福祉保健センター内）

※市民サービス窓口（いとかSC）では申請できません。

担 当：30-0234（あんしん長寿課）